

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

未来科学技術の実現状況調査

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

契約締結日から令和4年3月31日

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和3年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

科学技術・学術政策研究所総務課経理係 委託担当

電話 03-3581-2392 内線 7429

E-Mail : keiyaku[at]nistep.go.jp（メール送信の際は、[at]を @に変換）

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3. (1) の交付場所又は電子メールにて交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

令和3年6月16日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室
Web 会議方式（利用予定システム：CISCO Webex Meetings）も利用する。

参加希望者は、令和3年6月15日正午までに(1)の問合せ先まで電話連絡の上、
(1)のメールアドレスに、いずれの方式で参加するか、参加予定者氏名、電話番号、
会議情報送付先メールアドレスを記載し送付のこと。

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

令和3年7月 7日 12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

令和3年7月14日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室
Web 会議方式も利用する。（詳細は、入札説明書をご確認ください。）

(6) 開札の日時及び場所

令和3年8月 4日 14時00分 科学技術・学術政策研究所小会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封をした入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

令和3年6月9日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長

菱 山 豊
(公印省略)

仕 様 書

1. 委託業務題目

未来科学技術の実現状況調査

2. 委託業務の目的

文部科学省科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）は、11回にわたる科学技術予測調査の経験を踏まえ、次回調査における科学技術課題（トピック）の検討について示唆を得ることを目的として、本業務を実施する。具体的には、過去の科学技術予測調査で調査された科学技術課題の内、第6回調査の全課題（ただし、第7回調査との重複課題を除く）及び第7回調査の全課題の実現状況を調査するとともに、実現していない場合はその理由等について知見を収集する。

3. 委託業務の内容

受託者は、当研究所担当者との相談の上、科学技術課題の内、第6回調査の全課題（ただし、との重複課題を除く）及び第7回調査の全課題を対象として実現状況の調査をするとともに、必要に応じ専門家へのヒアリングにより詳細な実現状況及び未実現の理由等について調査する。具体的には以下の3-1から3-7を実施すること。また、委託期間内に効率的に業務を実施するためのスケジュールを検討し、提案書内で提案すること。

3-1. 検討分野設定と対象科学技術課題の振り分け

対象とする科学技術課題は、以下（1）～（4）に示す課題の全て（計1,443課題）とする（以下、「対象課題」という。）。第6回調査及び第7回調査の分野構成を参考に検討分野を設定し、対象課題を適切な検討分野に割り振ること。検討分野の数や分野割り振りについては、直近の第11回調査（分野数7）を目安に提案書内で提案すること。

【対象課題の区分及び課題数】

- (1) 第6回調査と同じ内容で、第7回調査で継続的に調査された課題（継続課題） 346課題
- (2) 第6回調査に比較して、第7回調査で一段高い目標値が設定されたものや、技術開発のステージ（解明／開発／実用化／普及）が進んだ課題等（修正課題） 348課題
- (3) 第7回調査で新たに引き上げられた課題（新規課題） 371課題
- (4) 第6回調査のみで引き上げられた課題 378課題

3-2. 実現状況の一次評価

対象課題について、実現状況の振り分けを行う。実現状況は、調査時点（2021年）を基準とし、（1）～（4）の4区分とする。

(1) 実現済

(2) 一部実現

一部実現とは、①～③の状況を指す。なお、①～③以外のより効果的な分類や、①～③のさらに詳細な分類等、効果的な分類方法があれば提案書内で提案すること。

① 一つの対象課題に複数の事例が含まれており、その一方が実現し、他方は実現していない

② 対象課題の中で要求されている内容が定量的でない等の理由により、解釈によってどちらにもとれる

③ 対象課題の中で要求されている内容の一部が実現されている

(3) 未実現

(4) 不明

3-3. 実現済（一部実現を含む）対象課題の根拠情報調査（オープンソース調査）

3-2において「実現済」あるいは「一部実現」に振り分けられた対象課題のうち、要求されている内容が定量的に示されている等、その実現の事実が客観的・具体的に特定できる課題については、当該課題を「客観的に実現状況が評価可能な課題」として分類整理のうえ、オープンソース等を用いて調査し、実現の事実に関する情報について引用を明記しつつ結果をとりまとめる。その他の課題については「客観的に実現状況が評価できない課題」としてとりまとめる。

3-4. 客観的に実現状況が評価できない課題のアンケート調査

3-3のうち「客観的に実現状況が評価できない課題」及び3-2において「不明」に振り分けられた課題について、オンラインアンケートによる専門家の意見収集を実施すること。アンケート概要は以下のとおり。

【アンケート対象】 3-3における「客観的に実現状況が評価できない課題」全課題、および3-2において「不明」に振り分けられた課題

【アンケートサイト】 当研究所作成済の「第11回科学技術予測調査デルファイ調査」アンケートページを改編し、専用サイトを開設

【アンケート期間】 2週間～1か月程度

【アンケート回答者】 当研究所が保有する専門家ネットワークの専門調査員（約2000名）
なお、専門調査員の半数以上の回答を得ること

【アンケート内容】 (1) 実現状況（3-2と同様の区分とする）

(2) 実現済または一部実現と判断する場合は、その事例の詳細

3-5. 科学技術課題の実現状況の最終評価（会合形式）

3-3及び3-4の結果をとりまとめ、検討分野ごとの有識者会合（1分野につき有識者5～8名程度で1回または必要に応じ2回実施し、状況に応じオンライン会議も可）による最終評価を得る。有識者による最終評価は以下の①～③を含み、評価にあたっては、受託者は(1)～(3)の業務を実施すること。なお、実施に際しては、新型コロナウイルス感染症まん延などの状況変化に柔軟かつ適切に対応できるようにすること。

①対象課題（全1,443課題）の実現状況の最終確認と評価

②一部実現または未実現の内、追加調査を要する課題の特定

③その他、対象課題についての関連情報等の必要な参考情報の付加

(1) 開催準備

① 参加者の確保

- ・過去の科学技術予測調査の委員等も参考にしつつ、参加候補者を選定すること。
- ・参加候補者に対し説明・依頼を行い、対象課題の内容を考慮して所定の人数を確保すること。
- ・参加者の氏名、所属、連絡先、等を含む参加者名簿を作成すること。

② 日時設定と会場手配

- ・参加者間の日程調整を行い、開催日時を設定すること。
- ・必要に応じ、適当な会場を手配すること。

③ 備品等の準備・手配

- ・会の実施に必要な機器・事務用品等（例：机、椅子、マイク、PC、プロジェクタ、ウェブカメラ、マイクスピーカ、モニタ、オンライン会議用アカウント等）の手配をすること。

④ 資料の作成

- ・議論に必要となる資料を作成すること。
- (2) 会の運営
 - ・全体の進行管理、並びに、議論の促進、調整等を行うこと（オンライン会議用アカウント操作を含む）
 - ・議論の進行及び取りまとめを行うこと。
 - ・検討の記録（写真またはスナップショット、録音）を行うこと。
 - ・必要に応じ、機器や通信に係るトラブル対応を行うこと。
 - ・会場設営（オンライン会議の設定や、機器設置を含む）と原状復帰を行うこと。
- (3) 実施に係る事務処理
 - ・参加者に対する事務処理業務（文書手続き、謝金・交通費支払い等）を行うこと。なお、謝金及び交通費支払いは当研究所規程による。

3-6. 科学技術課題の実現状況の追加調査

3-5で追加調査を要するとされた対象課題について詳細を追加調査すること。調査にあたっては必要に応じヒアリング（状況に応じ、オンライン会議可）を実施し、ヒアリングにあたっては、受託者は(1)～(3)の業務を実施すること。なお、実施に際しては、新型コロナウイルス感染症まん延などの状況変化に柔軟かつ適切に対応できるようにすること。

- (1) 開催準備
 - ① ヒアリング対象者の確保
 - ・過去の科学技術予測調査の委員等も参考にしつつ対象者を選定すること。
 - ・対象者に対し説明・依頼を行うこと。
 - ② 日時設定と会場手配
 - ・ヒアリング日程調整を行い、開催日時を設定すること。
 - ・必要に応じ、適当な会場を手配すること。
 - ③ 備品等の準備・手配
 - ・ヒアリングに必要な機器・事務用品等（例：机、椅子、マイク、PC、プロジェクタ、ウェブカメラ、マイクスピーカ、モニター、オンライン会議用アカウント等）の手配をすること。
 - ④ 資料の作成
 - ・ヒアリングに必要となる資料を作成すること。
- (2) ヒアリングの実施
 - ・ヒアリングの運営・調整等を行うこと（オンライン会議用アカウント操作を含む）
 - ・ヒアリングの進行及び取りまとめを行うこと。
 - ・検討の記録（写真またはスナップショット、録音）を行うこと。
 - ・必要に応じ、機器や通信に係るトラブル対応を行うこと。
 - ・会場設営（オンライン会議の設定や、機器設置を含む）と原状復帰を行うこと。
- (3) 実施に係る事務処理
 - ・ヒアリング対象者に対する事務処理業務（文書手続き、出席謝金・交通費支払い等）を行うこと。なお、謝金及び交通費支払いは当研究所規程による。

3-7. 各種結果のとりまとめと報告書の作成

3-3から3-6までの結果をとりまとめ、委託業務成果報告書を作成すること。報告書には次のア・イを含む。なお、3-5の会合参加者及び3-6のヒアリング対象者には、少なくともそれぞれの参加者等の検討箇所についての内容確認、及び報告書への氏名・所属掲載可否の確認を行うこと。また、以下に加えてその他具体的な分析案等ある場合は提案書内で提案すること。

- (1) 検討のプロセス及び内容のまとめ
- (2) 対象課題（全、1,443 課題）の実現状況のまとめ
 - ①対象課題の実現状況のまとめ
 - ・実現済、一部実現、未実現の割合
 - ・「実現」または「一部実現」とされた課題の個別事例
 - ・「未実現」についての理由等の分析
 - ②追加調査
 - ・追加調査（ヒアリング含む）の結果
- (3) 付録
 - ・対象課題一覧（実現状況含む）
 - ・検討の詳細な記録（参加者名簿、議論の過程、結果の図の写真(作成された場合)）

4. 委託業務実施期間

契約締結日から令和4年3月31日

5. 納品物

受託者は、委託業務成果報告書として次のものを納品すること。
電子媒体及び紙媒体 各1部

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 東館16階
文部科学省科学技術・学術政策研究所 科学技術予測・政策基盤調査研究センター

7. 応札者に求める要求要件

(1) 業務遂行の要件

- ① 本委託業務の実施予定組織もしくは部門が、プライバシーマーク、ISMS 認証、TRUSTe マークの少なくともいずれか一つ以上の認証を受けていること。
- ② 業務実施に必要な個人情報の適切な保護管理体制を整備すること。

(2) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(3) 要求要件の詳細

別紙で示す総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」のとおり。

8. 無償貸付を行える物品

「第11回科学技術予測調査 デルファイ調査」（調査資料-292、2020年）：

<http://hdl.handle.net/11035/00006642>

「将来社会を支える科学技術の予測調査 第9回デルファイ調査」(2010年) :

<http://hdl.handle.net/11035/693>

「科学技術の中長期発展に係る俯瞰的予測調査 デルファイ調査」(2005年) :

<http://hdl.handle.net/11035/597>

「第7回技術予測調査－我が国における技術発展の方向性に関する調査－」

<http://hdl.handle.net/11035/596>

「第6回技術予測調査－我が国における技術発展の方向性に関する調査－」

<http://hdl.handle.net/11035/613>

9. 守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た情報を如何なる者にも開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用、複写、複製、又は改変してはならない。
- (3) 受注者は、個人情報等の取り扱いについて、「文部科学省の保有個人情報等に管理に関する規則(平成27年12月17日文部科学省訓令第29号)第47条の規定によるものとし、個人情報等を適切に保護管理しなければならない。

10. 届出義務

受注者は、提案書類の提出後、技術審査の日までにおいて、第三者から資格や認定の取消しを受けるなどの後発事象により、提案書の内容に変更が生じることが判明した場合には、速やかに発注者に届け出ること。

11. その他

- (1) 本委託業務に伴う知的財産は当研究所に帰属するものとする。ただし、成果物を作成するために受託者が開発したツール、本業務のために受託者が提供した知的財産の権利及び受託者が既に有していた著作権については受託者に権利が留保される。
- (2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、科学技術・学術政策研究所と適宜協議を行うものとする。
- (3) 本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「未来科学技術の実現状況調査」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「未来科学技術の実現状況調査」

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	評価基準	
		基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	20	30
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	5	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （追加調査の視点や設定、会合における有識者候補など、独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	15
	* 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。 （一部実現のより具体的な分類方法、効果的なアンケート実施、有識者会合およびヒアリング方法など、効果的な進行・運営方法が提案されていれば、その内容に応じて加点する。）	10	15
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （新型コロナウイルス感染症まん延などの状況変化に柔軟かつ適切に対応できる作業日程や手順等が提案されていれば、その内容に応じて加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	20	10
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （大規模アンケート調査や有識者会合の実績があれば、その内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	15	3
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	3
	* 2-2-2. 技術動向等に関する知見を有していること。（幅広い技術分野に関する知見や人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有していれば、内容に応じて加点する）	5	3
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	3
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制		3
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。（アンケート回答者や、その他調査協力者からの問い合わせ対応についての人員補助体制が組まれていれば、内容に応じて加点する）		3
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	5
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （大規模アンケート調査や有識者会合の実績があれば、その内容により加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 技術動向等に関する知識・知見・人的ネットワーク（ヒアリングや有識者会合の協力者候補等）を有していること。	5	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		5
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組		5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に応じて加点する。		5
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「未来科学技術の実現状況調査」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	15	10	5
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	3	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	3	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点をを行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階 3		3	
・ プラチナえるぼし認定		5	
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・ プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定			
・ ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			